

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
翌日とす)

目 次

◆ 告 示

町の区域の新設等（地方課）
字の区域の変更等（〃）
土地改良法による換地処分（二件）（農村整備課）
土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第二百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取長市から次のとおり町の区域を新たに画し、及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業（四工区）施行地区の換地処分の公告があった日の翌日及び鳥

取新都市土地区画整理事業（五工区）施行地区の換地処分の公告があった日の翌日からそれぞれその効力を生ずる。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 鳥取新都市土地区画整理事業（四工区）施行地区に係るもの

新たに画する町の名	同上の区域（平成三年九月二十日現在の地番による。）
若葉台北六丁目	海蔵寺字池ノ谷一の八 紙子谷字門所谷一九、二〇の三の一部、二一の一及びこれらと一体をなす国有地
紙子谷字門上	紙子谷字門上谷一二四の三の一部、一二六の一部、一二七の四から一二七の四まで、一二七の五から一二七の七までの一部、一二七の八、一二七の九、一二七の一〇の一部、一二八の四の一部、一二八の五から一二八の五まで、一二八の四の一部、一二八の二、一二八の三から一二八の四までの一部、一二八の二六の一部、一二八の二七、一二九の三の一部、一二九の三〇の一部、一二九の三二の一部、一二九の三五
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年九月二十日現在の地番による。）
海蔵寺字池ノ谷	海蔵寺字池ノ谷のうち一の八以外の区域
紙子谷字門所	紙子谷字門所谷のうち一九、二〇の三の一部、二一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
紙子谷字門上	紙子谷字門上谷のうち一二四の三の一部、一二六の一部、一二七の四から一二七の四まで、一二七の五から一二七の七までの一部、一二七の八、一二七の九、一二七の一〇の

一部、一七八の一の一部、一七八の四の一部、一七八の五から一七八の一まで、一七八の一の一部、一七八の二一、一七八の二二から一七八の二四までの一部、一七八の二六の一部、一七八の二七、一八九の三の一部、一八九の三〇の一部、一九九の三二の一部、一九九の三五以外の区域

2 鳥取新都市土地区画整理事業(五工区)施行地区に係るもの

新たに画する町の名	同上の区域(平成三年九月二十日現在の地番による。)
若葉台南二丁目	生山字長谷三九二の一部、三九三の一部、三九四、三九五、三九六の内第一、三九七、三九八の一部、五九四の二の一部、五九四の四の一部、五九四の一八、五九四の二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
区域を変更する字の名称	同上の区域(平成三年九月二十日現在の地番による。)
生山字長谷	生山字長谷のうち三九二の一部、三九三の一部、三九四、三九五、三九六の内第一、三九七、三九八の一部、五九四の二の一部、五九四の四の一部、五九四の一八、五九四の二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大伊地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその

効力を生ずる。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成三年九月四日現在の地番による。)
大字塩上字彼岸谷	大字塩上字彼岸谷のうち一五二の一の一部、一五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字塩上字法念寺東分七三一と一体をなす国有地大字橋本字神馬二五八の一部、二六三の一部、二六四、二六四の一、二六五、二六七の一部、二六八の一、二六八の二の一部、二六八の三、二六九の一の一部、二六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字塩上字法念寺東分	大字塩上字法念寺東分のうち七三一と一体をなす国有地以外の区域
大字橋本字堂下タ	大字橋本字堂下タのうち一一二の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字橋本字段土居	大字橋本字堂下タ一一二の二及びこれと一体をなす国有地 大字橋本字段土居の全域 大字橋本字曲り田一三三の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字橋本字曲り田	大字橋本字曲り田のうち一三三の一部、一三四の一部、一四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字橋本字壹ッ石一四三の一部、一四五の一部、一四六の一部、一四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字橋本字壺石

大字橋本字壺石一四二の二及びこれと一体をなす固有地並びに一四二と一体をなす固有地の一部
大字橋本字壺石のうち一四三の一部、一四四から一四六までの一部、一四七の二の一部、一四七の二の一部、一四八の二の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域
大字橋本字壺田一八四の一部
大字橋本字壺田一八五から一八八までの一部及びこれらと一体をなす固有地

大字橋本字疊田

大字橋本字壺石二四四の一部、一四五の一部、一四七の二の一部、一四七の二の一部及びこれらと一体をなす固有地の一部
大字橋本字疊田のうち一八四の一部以外の区域
大字橋本字壺田一八五から一八八までの一部、一八九の二、一八九の二、一九〇及びこれらと一体をなす固有地
大字橋本字下モ田一九一、一九二の二の一部、一九二の二の一部、一九二の四、一九三から一九五までの一部、一九六の二の一部及びこれらと一体をなす固有地の一部

大字橋本字下モ田

大字橋本字下モ田のうち一九一、一九二の二の一部、一九二の二の一部、一九二の四、一九三から一九五までの一部、一九六の二の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域
大字橋本字能引寺畑二〇三の一部、二〇四、二〇四の二、二〇五の一部、二〇六の二の一部、二〇六の二の一部

大字橋本字能引寺畑

大字橋本字能引寺畑のうち二〇三の一部、二〇四、二〇四の二、二〇五の一部、二〇六の二の一部、二〇六の二の一部、二二三の一部以外の区域

大字橋本字騎者

大字橋本字騎者ヶ谷のうち二三九の二から二三九の三まで、

ヶ谷

二四〇の二、二四〇の二及びこれらと一体をなす固有地以外の区域

大字橋本字宮ノ向

大字橋本字能引寺畑二三三の一部
大字橋本字騎者ヶ谷二三九の二の一部、二三九の二の一部、二三九の三、二四〇の二及びこれらと一体をなす固有地
大字橋本字宮ノ向のうち二四九の二の一部、二四九の三、二四九の四、二五四の二の一部、二五四の四の一部、二五四の五から二五四の七まで、二五五、二五五の二から二五五の三まで及びこれらと一体をなす固有地以外の区域

大字橋本字神馬

大字橋本字騎者ヶ谷二三九の二の一部、二三九の二の一部、二四〇の二の一部及びこれらと一体をなす固有地
大字橋本字宮ノ向二四九の二の一部、二四九の三、二四九の四、二五四の二の一部、二五四の二の一部、二五四の四の一部、二五四の五から二五四の七まで、二五五、二五五の二から二五五の三まで及びこれらと一体をなす固有地の一部
大字橋本字神馬のうち二五八の一部、二六三の一部、二六四、二六四の二、二六五、二六七の一部、二六八の二、二六八の二の一部、二六八の三、二六九の二の一部、二六九の二の一部及びこれらと一体をなす固有地以外の区域
大字橋本字能引寺畑二〇三の一部、二〇四、二〇四の二及びこれらと一体をなす固有地の一部

大字橋本字法念寺

大字橋本字法念寺のうち二九七の一部、二九八の二以外の区域

大字橋本字北田

大字橋本字法念寺二九七の一部、二九八の二
大字橋本字北田のうち三一二の二の一部、三一二の五の一部、三一二の七の一部、三一二の一部及びこれらと一体を

大字橋本字三段	<p>なす国有地以外の区域 大字橋本字三段三一四、三一八及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字橋本字長藪三五五の一部、三五八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字橋本字長藪	<p>大字橋本字三段のうち三一四、三一八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字橋本字北田三一二の二の一部、三一二の五の一部、三二の七の一部、三一三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字橋本字長藪のうち三五五の一部、三五八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字橋本字余越口	<p>大字橋本字余越口のうち四二二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字橋本字丸山四二三の一部、四二三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字橋本字丸山	<p>大字橋本字余越口四二二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字橋本字丸山のうち四二三の一部、四二三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字橋本字北浦	<p>大字橋本字北浦のうち五五一の二の一部、五五二の一部、五五三の一部以外の区域 大字橋本字フケ田五六五の一、五六六の一部、五六七の一部、五六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字橋本字フケ	<p>大字橋本字北浦五五一の二の一部、五五二の一部、五五三</p>
田	<p>の一部 大字橋本字フケ田のうち五六五の一、五六六の一部、五六七の二の一部、五六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字橋本字樋詰五六九の二の一部、五七二の一部、五七三の一部、五七四の二の一部、五七八の二の一部、五八〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字橋本字樋詰	<p>大字橋本字樋詰のうち五六九の二の一部、五七二の一部、五七三の一部、五七四の二の一部、五七八の二の一部、五八〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字橋本字手尾五九七の三、五九七の五の一部、五九八の二の一部、六〇三の一部、六〇五から六〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字橋本字手尾	<p>大字橋本字手尾のうち五九七の三、五九七の五の一部、五九八の二の一部、五九八の二の一部、五九九の一部、六〇一の二の一部、六〇一の三の一部、六〇一の五の一部、六〇三の一部、六〇五から六〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字下野字田中下タ分二一の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字下野字田中下タ分	<p>大字下野字田中下タ分のうち二一から二五までの一部、二九の二の一部、三〇の一部、三〇の二の一部、三一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字橋本字手尾五九八の二の一部、五九九の一部、六〇一の二の一部、六〇一の三の一部、六〇一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字下野字手尾谷口	<p>大字下野字田中下タ分二三から二五までの一部、二九の二の一部、三〇の一部、三〇の二の一部、三一及びこれらと</p>

<p>大字下野字大門</p>	<p>大字下野字手尾谷口上分のうち九七一の二、九二の二、九七から一〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六、九七と一体をなす国有地</p>	<p>大字下野字手尾谷口上分九一の二、九二の二、九八の二、一〇〇の二、一〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九八と一体をなす国有地</p>	<p>大字下野字手尾谷口上分のうち九一の二、九二の二、九七から一〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六から九八までと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下野字檜ヶ市 一二〇の二の一部、一二〇の五の一部、一二一の一部、一二二の一部、一三〇の一部、一三三の一部</p> <p>大字下野字大門 一三九内一の一部、一三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下野字中須</p>	<p>大字下野字漆垣</p>	<p>大字下野字井手之下タ</p>	<p>大字下野字大倉谷下分</p> <p>大字下野字堂屋敷</p> <p>大字下野字ソラケメン</p>
<p>大字下野字中須</p>	<p>大字下野字漆垣のうち二一一の一、二一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二一三の二、二一五の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下野字堂屋敷一八五の二、一八六の一の一部、一八七の二の一部</p> <p>大字下野字ソラケメン二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下野字井手之下タのうち二〇四の一部、二〇六の一部、二〇七の一部、二〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下野字漆垣二一一の一の一部</p>	<p>大字下野字大倉谷下分のうち一四八の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下野字堂屋敷のうち一八一の三、一八二の一、一八三の一、一八四の一、一八四の六、一八五の二、一八六の一、一八七の一、一八七の二、一八八、一八九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下野字堂屋敷一八一の三、一八二の一、一八三の一、一八四の一、一八四の六、一八六の一、一八七の一の一部、一八七の二、一八八、一八九及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下野字ソラケメンのうち二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下野字井手之下タ二〇四の一部、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>賀</p> <p>○の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字下野字漆垣二一の一の一部、二一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の二、二二五の二と一体をなす国有地 大字下野字中須賀のうち二三四の一、二三五の一、二三七の一の一部以外の区域 大字下野字才ノ木二三九の二、二四二の一、二四三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字下野字才ノ木</p> <p>大字下野字中須賀二三四の一、二三五の一、二三七の一の一部 大字下野字才ノ木のうち二三九の二、二四二の一、二四三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下野字井手ノ谷口</p> <p>大字下野字井手ノ谷口の全域 大字下野字上野河原五四六の四の一部、五五〇の一部、五五一の一部、五五四の一部 大字下野字津家岸五六〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字下野字上野河原</p> <p>大字下野字上野河原のうち五四六の四の一部、五五〇、五五一、五五三から五五五まで、五五六の一部、五五八の一、五五九の一から五五九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下野字津家岸</p> <p>大字下野字津家岸のうち五六〇の一、五六一、五六一の一、五六一の二、五六二の二、五六五の一、五六六の二、五六七の二、五六七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下野字上野谷口五七〇の一、五七〇の二、五七一の一、五七一の二、五七二の一、五七二の五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下野字上野谷口</p> <p>大字下野字上野河原五五〇の一部、五五一の一部、五五三、五五四の一部、五五五、五五六の一部、五五八の一、五五九の一から五五九の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字下野字津家岸五六〇の一の一部、五六一、五六一の一、五六一の二、五六二の二、五六五の一、五六六の二、五六七の二、五六七の四及びこれらと一体をなす国有地 大字下野字上野谷口のうち五七〇の一、五七〇の二、五七一の一、五七一の二、五七二の一、五七二の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下野字西小谷</p> <p>大字下野字西小谷のうち六二五の一の一部、六二六の一部、六四〇の一部、六四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下野字小倉下分六四六の二の一部</p>	<p>大字下野字小倉下分</p> <p>大字下野字西小谷六二五の一の一部、六二六の一部、六四〇の一部、六四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字下野字小倉下分のうち六四六の二の一部以外の区域 大字下野字鎮神六六八の一、六七〇の一、六七〇の二、六七〇の三、六七二、六七四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字下野字鎮神</p> <p>大字下野字鎮神のうち六六八の一、六七〇の一、六七〇の二、六七〇の三、六七二、六七四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字下野字観音前</p> <p>大字下野字観音前の全域 大字下野字中築地八〇九の一の一部、八〇九の二、八〇九の三、八一五の一の一部、八一五の二、八一五の三、八一六の一、八一六の二、八一八の二、八一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字下野字中築地	大字下野字中築地のうち八〇九の一の一部、八〇九の二、八〇九の三、八一五の一の一部、八一五の二、八一五の三、八一六の一、八一六の二、八一八の二、八一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下野字小州八五〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八五〇の二と一体をなす国有地の一部
大字下野字小州	大字下野字小州のうち八五〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八五〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字橋本字セリ田

鳥取県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、泉宮土地改良事業に係る大伊地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業に係る上佐治（尾蔭）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年三月六日、

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（四工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次